

諮問番号：令和2年鹿総諮問第1号

答申番号：令和2年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査の結論

審査請求人が令和元年12月6日付けで提起した、処分庁鹿嶋市福祉事務所長による令和元年9月5日付け鹿生福第3066号補装具支給決定（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求を棄却すべきとの審理員による意見は妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

以下のことから、本件処分の取消しを求める。

- (1) 「耳あな型オーダーメイド」以外の補聴器では強いめまいが生じ、日常生活に支障がある。
- (2) 補装具意見書（肢体不自由を除く）及び補装具調査書の記載誤り等があることで、支給決定の判断に影響を及ぼしている。
- (3) 幼少期より左耳は全く聞こえず、右耳だけを頼りに生活していたが、右耳についても突発性難聴を患い、著しく聴力が低下したことで精神的ストレスを感じている。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分は、地方自治法第245条の4の規定に基づき「技術的助言」として位置づけられている補装具費支給事務取扱指針（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱指針」という。）に従い適正に補装具費支給に係る事務処理を行い、支給決定している。
- (2) 「耳あな型オーダーメイド」以外の補聴器では強いめまいが発生するという審査請求人の主張については、主観的な意見であり、補装具意見書においても明記されていない。また、補装具意見書の内容照会を行ったが、医学的理由はなく、本人の希望によるものと回答がされている。
- (3) 補装具調査書等の記載誤りについては、取扱指針に基づいて判定を行っている

ることから、支給決定に影響を及ぼしてはいない。また、「真に必要な者」とは医学的な理由又は職業上の理由が必要であることから、審査請求人の補装具意見書に関してそれらの理由がないことから、支給決定の判断に影響を及ぼさない。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件にかかる法令等の規定について

##### ア 法の規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。なお、本意見書中の「茨城県福祉相談センター」は、法では「身体障害者更生相談所」と表記されている。）第1条は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に掲げている。

法第1条の2は、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないと法の基本理念を規定している。

法第5条第25項は、法において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう旨を規定している。

法第76条第1項は、市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があ

った場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する旨を規定している（なお、鹿嶋市では、当該補装具の支給に関する事務は市長から鹿嶋市福祉事務所長に委任されている（鹿嶋市福祉事務所長委任規則（平成13年規則第18号）第4条第4号））。

法第76条第3項は、市町村は、補装具の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる旨を規定している。

#### イ 省令の規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。なお、本意見書中の「茨城県福祉相談センター」は、省令では「身体障害者更生相談所」と表記されている。）第6条の20は、法第5条第25項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号（第1号から第3号まで）のいずれにも該当することとする旨を規定している。

- (ア) 第1号 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- (イ) 第2号 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。
- (ウ) 第3号 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

省令第65条の8第1項は、市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第9条第7項に規定する身体障害者更生相談所並びに指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）及び保健所の意見を聴くことができる旨を規定している。

#### ウ 告示の規定

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）第1項は、法第5条第25項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とする旨を規定している。

#### エ 取扱指針の内容

取扱指針は、市町村及び身体障害者更生相談所等における補装具費支給事務の円滑・適正な運用に資するべく定められ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言として位置付けられたものであり、その内容は次のとおりである。

(ア) 補装具費支給の目的（第1の1の（1））

補装具は、身体障害者の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者に対し、補装具の支給を行うものとする。

(イ) 差額自己負担の取扱い（第2の1の（8））

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えない。

(ウ) 補装具要否についての医学的判定・判断（第2の2の（1）の①のイ）

市町村は、身体障害者から補装具費の支給について申請等を受けた場合、補装具費の支給決定に際して、その要否について身体障害者更生相談所に対し判定依頼を行う。判定依頼を受けた身体障害者更生相談所は、判定を行う。

(エ) 補装具の対象者（第2の2の（1）の①のイ、告示別表）

補装具のうち、補聴器の対象者は、原則として次のとおりとする。

種目	名称	対象者
補聴器	全般	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者 ※中軽度補聴器は補装具費の対象外であることに留意すること。
	耳あな型	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者
	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏れが著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者

オ ガイドブックの内容

補装具費支給事務ガイドブック（以下「ガイドブック」という。なお、本意見書中の「茨城県福祉相談センター」は、ガイドブックでは「身体障害者

更生相談所」と表記されている。)は、補装具費支給制度の適切な理解と運用の促進を図るために公益財団法人テクノエイド協会が厚生労働省の平成25年度障害者総合福祉推進事業の一環で作成した主に市町村の補装具費支給事務担当者向けの標準テキストである。法の改正に伴い平成29年度に改訂された。その内容は、次のとおりである。

#### (ア) 補装具費支給の原則

補装具支給制度は、補装具の購入、借受け又は修理に要する費用を公費で負担するセーフティーネットといえ、公正・適切な対応を求められており、同等安価を原則とするとともに、他法の優先適用に留意し、真に必要な身体障害者等に真に必要な補装具を支給することが大切である。

#### (イ) 補装具の定義

補装具は、身体への適合を図るように製作されたものであること（省令第6条の20第1号）から、日常生活用具と異なるものである。また、日常生活、就労や就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること（同条第2号）から、治療用装具と異なるとされるものであり、さらに医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること（同条第3号）から、使用における理由に医学的根拠が求められるという意味で、あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものである。

#### (ウ) 差額自己負担

障害者本人が希望する補聴器の名称と身体障害者更生相談所等の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、差額自己負担を条件として支給の対象とすることは各自治体の判断であり得る。

なお、基本構造が同一範囲内の補聴器として、高度難聴用ポケット型補聴器と耳あな型（オーダーメイド）補聴器が例示されている。

### (2) 補装具費支給の必要性の判断に係る審査基準

補装具費の支給要件について、法は、補装具費支給の要否の判断に当たり検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度について何ら具体的な基準を置いていない（法第76条第1項）。このことに照らすと、法は障害者等に対し補装具費を支給するか否かの判断については、市町村の合理的裁量に委ねているものと解される。

したがって、市町村が行う補装具費の支給要否の決定は、その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合や、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる（福岡地裁平成27年2月9日判決）。

そして、裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえないが、当該処分基礎となる法や制度の目的に照らして不合理であること、例えば、裁量権の範囲内にある事由に関する処分庁の判断が当該処分の趣旨及び目的に反している場合には、当該判断は不当となる。

### (3) 本件処分について

本件処分が違法又は不当であるか否かを判断するに当たっては、処分庁が本件処分を行うに当たり基礎とした事実や判断の過程に着目して、そこに重大な事実誤認や考慮不尽等の裁量権の逸脱濫用と評価すべき事情があるか否か、また、裁量権の範囲の逸脱又は濫用により違法とまではいえないが、当該処分基礎となる法や制度の目的に照らして不合理であるか否かを検討することになる。

#### ア 耳あな型（オーダーメイド）補聴器の支給の必要性

請求人は、耳あな型（オーダーメイド）補聴器以外の補聴器を使用すると強いめまいが生じ日常生活に支障があると主張する。しかし、このことを裏付ける客観的な証拠はなく、処分庁の職員が秋月医師へ行った請求人が耳あな型（オーダーメイド）補聴器を真に必要とする理由についての照会に対し、秋月医師からは「患者様の御希望により意見書を訂正し作成いたしました。」という回答があっただけで、請求人のめまいについての言及はない。

また、福祉相談センター長の判定には、「職業上又は教育上等真に必要と認められた場合には、耳かけ型の支給も可能と思われまます。」との付言があるが、請求人は主に自宅で生活しており定職にもついていないことから、耳あな型（オーダーメイド）補聴器を必要とする職業上の理由も認められない。

以上のことから、請求人には耳あな型（オーダーメイド）補聴器を真に必要とする理由はないと解するのが合理的であり、処分庁がした本件処分に重大な事実誤認や考慮不尽等の裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。

#### イ 同等安価の原則に基づく支給

取扱指針において、障害者本人が希望する補聴器の名称と身体障害者更生相談所等の判定が異なる場合であっても、基本構造が同一範囲内の補聴器であれば、差額自己負担を条件として障害者本人が希望する補聴器を支給の対象とすることは可能であるとされており（取扱指針第2の1の（8））、ガイドブックにおいて、高度難聴用ポケット型補聴器と耳あな型（オーダーメイド）補聴器は基本構造が同一範囲内の補聴器として例示されている（ガイドブック224ページ）。したがって、請求人が費用の差額を自己負担することで耳あな型（オーダーメイド）補聴器の支給を受けることは可能であり、処分庁も請求人に対しその旨を伝えている。

また、補装具支給制度は、補装具の購入、借受け又は修理に要する費用を公費で負担するセーフティーネットといえ、公正・適切な対応を求められて

おり、同等安価を原則とするものである。さらに、その使用には医学的根拠が求められており、あれば便利だから、希望しているからという理由だけでは支給できないものである（省令第6条の20第3号。ガイドブック28ページ）。

第3の2の（3）アより、請求人には耳あな型（オーダーメイド）補聴器を真に必要とする理由はないと解するのが合理的であることから、同等安価の原則に従いイヤーマールド付き高度難聴用ポケット型補聴器を支給決定した本件処分に法や制度の目的に照らして著しく不合理な点はない。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年6月8日 諮問書の受理

令和2年6月15日 第1回審議

令和2年6月23日 審査請求人及び審査庁へ事実確認調査依頼

令和2年6月29日 審査請求人から事実確認回答書受領

令和2年7月1日 審査庁から事実確認回答書受領

令和2年7月17日 第2回審議

令和2年8月20日 第3回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張、処分庁の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、本件審査請求は棄却されるべきとした審理員の意見は妥当であると判断する。

##### 2 審査会が検討した事項

本件審査請求の争点は、本件審査請求人がポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」に該当するか否かである。審査請求人が主張する「耳あな型オーダーメイド」補聴器以外の補聴器では強いめまいが発生することで日常生活に大きな支障をきたすか否か、また、それにより、耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」の要件に該当するか否かを本審査会では検討した。

###### （1）争点について

###### ア 真に必要な者の意義について

取扱指針の別表1において、「耳あな型」補聴器の対象者は「ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者」であり、「特にオーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者」と例示されている。

また、ガイドブックにおいても、「耳あな型」補聴器の対象者・要件等につ

いては「ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。①耳介の欠損や変形，皮膚炎症等が著しく耳かけ型の使用が困難な者。②主に職業上の理由により耳かけ型が使用できないもの」と示されている。

ただし，取扱指針において別表1はあくまでも対象者として例示されているものであり，支給の判断に当たっては，個別の身体状況や生活環境等を十分に考慮することと注意書きされていることから，耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」であるかの判断においては，当該障害者の身体の状態により当該障害者が日常生活又は社会生活を自立して営むことがどれほど困難となっているかといった観点から当該障害者の具体的な生活状況等についても考慮した上で判断すべきものであると解する。したがって，本件審査請求人においては，「耳あな型オーダーメイド」以外の補聴器では強いめまいにより，日常生活に支障があることを主張していることから，そのことも踏まえて必要性を判断すべきであり，「耳あな型オーダーメイド」以外の補聴器とめまいとの関連性について医学的な証明をすることが可能であれば，本件審査請求人が耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」として支給要件に該当するものと解する。

#### イ 日常生活での「耳あな型」補聴器の必要性について

本件審査請求人は「耳あな型オーダーメイド」以外の補聴器ではめまいが生じてしまい，運転時及び歩行時の危険予知がままならなくなり，日常生活に支障があることを主張している。本件審査請求人の生活状況を調査した結果，本件審査請求人の自宅から日用品の買い物や妻の病院の通院をする際の移動距離が徒歩では移動が困難な距離であること，家庭内で車の運転が可能なのは，本件審査請求人本人のみであることが伺えた。したがって，本件審査請求人に，「耳あな型」補聴器以外の補聴器の使用により強いめまいが生じることの医学的な証明及び当該めまいにより日常生活に支障があること的事实を立証することが可能であれば，上記アの耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」の要件に該当するものと解する。

#### ウ 補装具意見書の医学的根拠について

本件処分に際して補装具費支給申請書に添付された令和元年5月31日付医師作成の補装具意見書には，本件審査請求人が高度感音難聴であり，聴覚に障害があり，補聴器の装用により聴能の改善が見込まれる者であることから，補聴器の支給対象であることについて医学的証明がある。

しかし，当該補装具意見書は補装具の種目及び名称が「耳穴式オーダーメイド」として作成されているが，その必要性の理由については記されていない。また，処分庁が行った同医師への「耳あな型」補聴器である必要性及びオーダーメイドである必要性の照会に対しても，同医師は「患者様（本件審査請求人）の御希望により意見書を訂正し作成いたしました」との回答をし

ており、本件審査請求人が「耳あな型」補聴器の使用が真に必要な者であることの医学的根拠は伺えない。

なお、本件処分においては「耳あな型」補聴器の使用について医学的根拠に基づかない補装具意見書が作成されたことに対して、本件審査請求人及び処分庁が混乱したことは否めない。

#### エ めまいの前提事実について

本件審査請求人が主張する「めまい」については、幼少期から左耳が全く聞こえない状態であったが右耳の難聴がでてから「めまい」の症状が出てきたとの事実が確認できる（令和2年7月2日の本件審査請求人代理人による回答）。そうであるとすれば、本件審査請求人には補聴器の性能・種類を問わずめまいが生じていることから、補聴器の種類の如何によるめまいの発症への影響はない可能性も否定できない。

#### オ 「耳あな型オーダーメイド」以外の補聴器の使用とめまいの関連性の医学的根拠資料について

本審査会において、本件審査請求人ないし代理人に対し、「耳あな型オーダーメイド」以外の補聴器の使用で強いめまいが生じることを証明できる医学的根拠資料の提出を求めたところ、同資料の提出はできない旨及び本件審査請求人は医師の診察時にめまいの症状を伝えていたが、医師からはめまいを客観的に示す数値が存在しないことから、書面に記載することを拒否された旨の回答があった。

#### カ 争点に対する審査会の判断

上記アからオにより、本件審査請求人がポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で耳あな型補聴器の使用が「真に必要な者」に該当する支給要件を証明する事実がないことから、本件審査請求を棄却すべきと判断した審理員の意見は妥当である。

#### (2) 処分庁が「耳あな型」にするべき真の理由がないと判断に至るまでの事実調査と事実の評価の正当性について

本審査会が事実確認した審査請求までの経過は以下のとおりである。

#### 令和元年

- 5月10日 （処分庁）補装具費支給申請書を渡す（希望する補装具名「高度難聴用耳かけ型」）。制度及び必要書類説明
- 同日 （審査請求人）補装具費支給申請書のみ事前提出
- 5月 下旬 （審査請求人）5月16日付け補聴器意見書等必要書類提出（補装具名「高度難聴用耳かけ型」）
- 5月 下旬 （審査請求人）提出した補装具意見書の差替え希望（理由：耳あな型を希望したいため。）
- 同日 （処分庁）本人の希望により、補装具費意見書を差替えの為、

更生相談所への判定依頼を保留

- 6月 3日 (審査請求人) 5月31日付け補聴器意見書等必要書類提出(補装具名「耳あな型」)
- 6月12日 (処分庁) 補装具意見書「耳あな型」を必要とする理由について医師へ内容照会
- 6月20日 (処分庁) 6月14日付けの医師から補装具意見書の内容照会回答受領(回答内容「患者様の御希望により意見書を訂正し作成いたしました。」)
- 8月 2日 (処分庁) 審査請求人の意向を考慮し、補装具費支給申請書の補装具名を補聴器「高度難聴用耳かけ型」から「耳あな型オーダーメイド」に訂正
- 同日 (処分庁) 更生相談所へ判定依頼(補装具名「耳あな型」)
- 8月29日 (処分庁) 更生相談所から8月28日付けの判定書受領(判定結果「イヤモールド付き高度難聴用ポケット型補聴器」。ただし、真に必要と認められた場合は「耳かけ型」も支給可能の付言あり。)
- 同日 (処分庁) 審査請求人へ口頭で「高度難聴用ポケット型イヤモールド」と判定された旨の説明。その際、行政不服申立て、差額自己負担の説明をし、審査請求人の支給決定内容に関しての了承により、処分庁により補装具費支給申請書の補装具名を「耳あな型オーダーメイド」から「高度難聴用ポケット型イヤモールド」に再度訂正
- 9月 5日 (処分庁) 「イヤモールド付き高度難聴用ポケット型補聴器」で処分決定
- 12月6日 (審査請求人) 本件処分に対する審査請求を提起

以上の事実から、審理員の意見書では、処分庁の処分は補装具意見書に「耳あな型」補聴器を支給すべき医学的根拠がなく、審査請求人のめまいについての言及がないこと、また、同等安価の原則に基づく判定であり、本件処分に法や制度の目的に照らして著しく不合理な点はないとしている。それについては本審査会も審理員の意見と同様である。それに加え、処分庁が行った審査請求人の要望による補装具意見書の差替えのため、更生相談所への判定依頼の保留期間を設けていたこと、「耳あな型」補聴器の必要性の医学的根拠が必要であることの説明、本件審査請求人の強い希望であることを考慮し、「耳あな型」で更生相談所へ判定依頼をしていることなど、本件審査請求人への配慮が見受けられること、また、差額自己負担及び本件審査請求手続きの説明責任を果たしている事実についても審理員の意見に記述する必要があることを指摘する。さ

らに、本件審査請求人に「耳あな型」以外の補聴器の使用により日常生活にどのような支障が認められるのか調査し、言及すべきであったことを指摘する。

## 第6 付帯意見

### 1 処分庁が行った申請書を訂正した行為について

本件審査請求に係る補装具費支給申請書において、購入を受ける補装具名が「高度難聴用耳かけ型」及び「耳あな型オーダーメイド」が削除され、処分と同様の「高度難聴用ポケット型イヤモールド」に訂正されていた。訂正に際し、本件審査請求人の訂正印が押されていないことから事実確認を行ったところ、処分庁が申請書の受理後に判定結果に沿った補装具名に訂正している事実が審査の過程で確認された。この点、処分庁からは本件審査請求人からの承諾を得ていたとの回答があったが、この行為は、行政手続きにおいて、正当性を欠いた行為であると思料する。あくまで、申請する補装具の支給の可否に対して処分決定をするべきものであるが、本審査請求書は受理日に遡って訂正している行為となる。本件申請書の訂正行為については、場合によっては問題となる行為であることは否めない。処分庁は、事務の改善に努めるべきものであると意見する。この事実については、審査の過程で議論が問われたことは示したい。また、審理員意見書においても、疑義として指摘すべき事項であったと考える。

### 2 医学的に証明が困難な者への配慮に対する当審査会からの意見について

現状ではめまいを医学的に証明するすべがなく、同様の症状を訴える人たちも含め、非常に不憫な状況であることは否めない。本件処分については、それを証明することが困難であり、現制度では支給要件に該当させることは難しいものと解すが、補聴器は耳が聞こえない人がそれを補聴するためのものであり、日常生活に非常に重要な補装具となる。本件審査請求人と同様の症状により、「耳あな型」補聴器の支給が認められず不憫な思いをする聴覚障害者が存在することが否定できないことから、医学的証明がなくとも、当該障害者の自覚症状に基づいた支給決定がなされるよう現制度への補足的な対応について検討することが望ましいという審査会においての意見を付け加える。

鹿嶋市行政不服審査会

会 長 大 庭 孝 志

委 員 大 曾 根 佑 一

委 員 齋 藤 碧